

和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱

制定	平成	2年7月	1日告示第	52号
改正	平成	3年5月14日告示第	24号	
	平成	5年4月	2日告示第	23号
	平成13年	3月27日告示第	32号	
	平成14年	7月	1日告示第	102号
	平成15年	2月24日告示第	21号	
	平成18年	1月11日告示第	7号	
	平成20年	6月30日告示第	130号	
	平成23年	4月	1日告示第	34号

(目的)

第1条 この告示は、市民の日常生活から排出される再資源化又は再利用できる廃棄物（以下「資源」という。）を継続的に回収し、市に登録した回収取扱業者に引渡す活動（以下「リサイクル活動」という。）を行う市内の地域住民団体（自治会、PTAその他これらに類する営利を目的としない団体をいう。以下同じ。）に対し、リサイクル活動推進費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、資源の有効利用、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(登録等)

第2条 リサイクル活動を実施する地域住民団体は、和光市リサイクル活動実施団体登録（変更・廃止）申請書（様式第1号）により、市に登録するものとする。

2 リサイクル活動に参加協力する回収取扱業者は、和光市リサイクル活動回収取扱業者登録（変更・廃止）申請書（様式第2号）により、市に登録するものとする。

3 前2項の申請に係る事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(回収品目及び補助金の単価)

第3条 資源として回収する品目及び補助金の単価は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地域住民団体は、和光市リサイクル活動推進費補助金交付申請書（様式第3号）に、和光市リサイクル活動実施報告書（様式第4号）を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 4月1日から6月末日までに実施したリサイクル活動の補助金交付申請 7月5日

(2) 7月1日から9月末日までに実施したリサイクル活動の補助金交付申請 10月5日

(3) 10月1日から12月末日までに実施したリサイクル活動の補助金交付申請 翌年1月5日

(4) 1月1日から3月末日までに実施したリサイクル活動の補助金交付申請 3月末日
(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請の提出があったときは、交付の可否及び補助金の額を決定し、速やかに和光市リサイクル活動推進費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、代表者に通知するものとする。

（職権による登録の廃止）

第6条 市長は、リサイクル活動及び補助金の申請を3会計年度にわたり行わない団体の登録を職権により廃止することができる。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成3年度の補助金申請から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分品目	主な回収品	補助金単価
紙 類	新聞紙、雑誌、ちらし、段ボール	1キログラムにつき3円
布 類	衣類、カーテン地、シーツ類等	1キログラムにつき3円

金属類	空き缶、鉄くず、その他の金属くず	1キログラムにつき3円
瓶類	飲料瓶（ビール、酒、ジュース、コーラ、サイダー、しょうゆ）	1本につき3円

(注1) それぞれの品目において、1キログラム未満の端数があるときには、これを切捨てるものとする。

(注2) 瓶類については、再使用できるものに限るものとする。